

第2回 議会改革推進協議会

平成27年6月22日

1 議員定数のあり方について

○関係法令等

2 その他

○ 地方議会の議員定数及び人口に関する法令について

資料 1

○ 名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例

資料 2

○ 地方自治法の議員定数の規定の変遷

資料 3

○ 議員定数の変遷について

資料 4

○ 平成 27 年国勢調査の概要

資料 5

地方議会の議員定数及び人口に関する法令について

○ 地方自治法

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

② 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

(第3項～第8項 略)

○ 公職選挙法

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第15条 (第1項～第5項 略)

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。ただし、指定都市については、区の区域をもつて選挙区とする。

(第7項 略)

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

(第9項～第10項 略)

○ 公職選挙法施行令

(人口の定義)

第144条 法及びこの政令における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。但し、官報公示の人口の調査期日以後において都道府県、郡又は市町村の境界に変更があつた場合においては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第176条又は第177条の規定によつて都道府県知事が告示した人口による。

○ 名古屋市議会基本条例

(議員定数及び議員報酬に関する基本的な考え方)

第16条 議員定数及び議員報酬に関しては、別に条例で定める。これらの条例について、これを制定し、又は改廃するときは、議会基本条例の趣旨を踏まえ、これを提出する。この場合、民意を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を活用することができる。

2 議員定数については、地方自治法の趣旨を踏まえ、議会基本条例に定める議員の役割を果たし、各層の多様な民意を市政に反映させるために必要な人数を確保し、人口比例等を考慮し、別に条例で定める。

3 (略)

名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例

(昭和42年 3 月23日条例第 4 号)

(議員の定数)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第 1 項の規定により、議会の議員の定数は、75人とする。

(各選挙区において選挙すべき議員の数)

第 2 条 公職選挙法（昭和25年法律第 100 号）第15条第 8 項の規定により、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

千種区	5	人
東 区	2	人
北 区	5	人
西 区	5	人
中村区	5	人
中 区	3	人
昭和区	4	人
瑞穂区	3	人
熱田区	2	人
中川区	7	人
港 区	5	人
南 区	5	人
守山区	6	人
緑 区	8	人
名東区	5	人

天白区 5 人

附 則

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。
- 2 名古屋市議会議員の各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和38年名古屋市条例第41号）は、廃止する。

附 則（昭和50年3月13日条例第10号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則（昭和54年3月15日条例第9号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則（昭和58年3月10日条例第4号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則（平成2年12月25日条例第63号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則（平成6年3月25日条例第7号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月5日条例第67号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、第1条の改正規定（「第91条第2項」を「第91条第1項」に改める部分に限る。）は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）第1条中地方自治法第91条の改正規定の施行の日（平成15年1月1日）から施行する。

附 則（平成17年3月25日条例第28号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則（平成26年3月27日条例第27号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

地方自治法の議員定数の規定の変遷

○昭和 22 年改正 「法定数」

- ・戦前の制度を引き継ぎ、地方公共団体の種類別に、人口規模に応じて法律で議員定数が定められた。
- ・議員の定数を定める条例により議員定数を法定数から減少させることができた。(条例を定めなければ法定数)

第九十一条 市町村の議会の議員の定数は左の通りとし、・・・百人を以て定限とする。・・・

②前項の議員の定数は、条例で特にこれを減少することができる。

○平成 11 年改正 (施行は平成 15 年 1 月 1 日) 「法定上限数」

- ・議員定数の法定制が廃止された。
- ・人口区分に応じた定数の上限が下表のように定められた。
- ・地方公共団体は、上限数の範囲内で議員定数を条例で定めることとされた。

表 (市の法定上限数)

人口	定数	人口	定数
50,000 未満	26	～1,300,000 未満	64
～100,000 未満	30	～1,700,000 未満	72
～200,000 未満	34	～2,100,000 未満	80
～300,000 未満	38	～2,500,000 未満	88
～500,000 未満	46	2,500,000 以上	96
～900,000 未満	56		

第九十一条 市町村の議会の定数は条例で定める。

②市町村の議会の議員の定数は、・・・当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

○平成 23 年改正 (施行は平成 23 年 8 月 1 日) 「法定上限数の撤廃」

- ・議員定数の法定上限が撤廃された。

議員定数の変遷について

選挙執行年	法定数 (法定上限数)	定数	改正		議論の場	備考
			内容	提案者		
平成11	88	78	—	—		人口比例とせず (公職選挙法第15条 第8項但書適用)
平成15	88 ※1	75	1増4減	議員	議員定数 特別委員会	↓
平成19	88	75	5増5減	議員	団長・ 幹事長会	人口比例 (公職選挙法第15条 第8項本文適用)
平成23	88 ※2	75	—	—		
平成27	—	75	2増2減	議員	団長・ 幹事長会	↓

※1：平成11年の地方自治法改正(H15.1.1施行)により、「法定数」から「法定上限数」に改正された。

※2：平成23年の地方自治法改正(H23.8.1施行)により、法定上限数が撤廃された。

平成27年国勢調査の概要

◎調査の期日

平成27年10月1日現在で実施

◎調査の対象

平成27年10月1日現在、日本国内にふだん住んでいるすべての人（外国人を含む）及び世帯

◎結果の公表

「人口速報集計」を平成28年2月、年齢別人口、世帯の状況などの詳しい調査結果を平成28年10月末までに公表予定

【参考】平成22年国勢調査人口の官報公示日

- ・「速報値」公示日 平成23年2月25日
- ・「確定値」公示日 平成23年10月27日